（東北運輸局青森運輸支局次長）
同　吉田　清一
東北運輸局気仙沼海事事務所長に転任させる
（鉄道局施設課長）国土交通技官
官　高橋　俊晴
中部運輸局次長に昇任させる
（鉄道局技術企画課技術開発室長）同　潮崎　俊也
鉄道局施設課長に昇任させる
（自動車検査独立法人業務部長）田路　龍吉
国土交通技官（中部運輸局自動車技術安全部長）に採用する
（独立行政法人電子航法研究所理事）中坪　克之
国土交通技官（成田空港事務所長）に採用する
（航空局管制保安部管制技術課長）国土交通技官　加藤　敏
大阪空港事務所長に転任させる
（航空局技術部乗員課長）同　鏡　弘義
航空局交通管制部管制技術課長に配置換する
（下地島空港事務所長）同　松山　繁
下地島空港出張所長に配置換する
（都市・地域整備局都市・地域政策課長）国土交通事務官　橋本　見
警察庁に出向させる
（土地・水資源局水資源部水源地域対策課長）同　元岡　透
総務省に出向させる
（国土計画局広域地方整備政策課長）同　中井川　誠
厚生労働省に出向させる
（土地・水資源局土地利用調整課長）同　神山　修
国土政策局国土情報課長に配置換する
（総合政策局不動産業課不動産投資市場整備室長）同　石川　卓弥
土地・建設産業局不動産市場整備課長に昇任させる
独立行政法人港湾空港技術研究所理事長に任命する
高橋　重雄
独立行政法人都市再生機構監事に任命する（以上七月一日）
蛭間　恭弘

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２７９号
愛知県一宮市大赤見2893、住民票上の住所愛知県一宮市桜１丁目９番11号
債務者　玉腰　龍哉
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　達志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１１７号
大阪府岸和田市春木旭町19番２号
債務者　瓦谷　良仁
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
愛媛県東温市則之内甲1095番地５
債務者　相原　巨典
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３３号
福岡県八女郡広川町大字藤田969番地
債務者　案納　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２５６号
山梨県笛吹市石和町松本1034番地
債務者　須田　治雄
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町３丁目828番地９
債務者　竹本　忠秀
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０９号
神戸市兵庫区浜中町１丁目17番11―707号
債務者　米谷登紀子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　昌利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１８号
神戸市東灘区森北町６丁目２番67号
債務者　橋本　光夫
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上谷　佳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５５号
兵庫県加古川市尾上町口里701番地の10
債務者　汀　裕樹雄
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２６号
福岡県大川市大字小保236番地
債務者　龍野　　勇
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　正寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
兵庫県明石市和坂14番地の６　ステラー21―305号、旧住所神戸市西区白水２丁目16番68号
債務者　池田　祐一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
栃木県栃木市大宮町2496番地５
債務者　岩本　英夫
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部